

# ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度ワクチン・検査パッケージ登録

## 実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」又は「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」により、自治体を実施する第三者認証（以下「第三者認証」という。）を取得した施設（以下「認証施設」という。）について、国の「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づくワクチン・検査パッケージ制度を適用するに当たり、要件とされる県への登録（以下「ワクチン・検査パッケージ登録」という。）を行うことを目的とする。

### 第2 要件

認証施設を営む事業者（以下「事業者」という。）がワクチン・検査パッケージ登録を希望する場合

### 第3 申請方法

事業者は、その認証施設のワクチン・検査パッケージ登録を希望する場合には、別紙様式1により、認証施設ごとに知事に申請を行うものとする。

### 第4 登録手続

前条に規定する申請があったとき、知事は、当該申請に係る施設が認証施設であること（以下「登録要件」という。）を確認し、登録を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録したときは、当該登録に係る施設(以下「登録施設」という。)に対し、登録した旨を通知するとともに、登録施設である旨を証する登録証及び登録マークを交付するものとする。
- 3 知事は、申請に係る施設が登録要件に適合していないと認めたときは、当該申請を行った事業者に対し、登録しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、登録要件に適合していない事項を摘示する等、登録しないこととした理由を示すものとする。
- 4 知事は、第1項及び第2項の事務について、委託を受けた者に実施させることができる。

### 第5 登録による効果

登録施設は、利用者の人数制限の緩和等、県が別途定める行動制限の緩和の対象とする。

## 第6 登録証の利用等

登録施設は、その施設において登録マークを利用（当該登録施設の認証マークに添付し掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、登録施設に係る広告物等において「ワクチン・検査パッケージ登録飲食店」の表示を使用することができるものとする。

- 2 登録施設は、その責めに帰することができない事由により登録証又は登録マークを汚損し、又は亡失したときは、書面によりの再交付を求めることができる。

## 第7 有効期限

登録の有効期間は、登録を行った日から第三者認証の有効期限までとする。

## 第8 登録の更新

知事は、登録施設が登録の期間満了後においても引き続き第三者認証を更新した場合には、第三者認証の内容を確認の上、登録の更新を行うものとする。

- 2 知事は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の収束状況、登録施設の第三者認証の状況等を勘案し、更新に係る手続きを定める。

## 第9 調査等

知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、登録施設を調査し、登録に係る業務の実施体制及び実施状況を点検させることができるものとする。

## 第10 登録施設の責務

事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 登録施設における第三者認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、その従業員に実施を徹底させること。
- (2) 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行わせる場合には、当該5人以上の利用者全員のワクチン接種済み又は検査結果が陰性であることの確認、身分証明書等による利用者の本人確認を行うこと。  
(4人以下での会食の場合には、この限りでない。)
- (3) 登録証及び登録マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (4) 知事等が行う登録施設に係る調査に協力すること。
- (5) 登録の必要がなくなったとき、要件を満たさなくなったとき、又は登録施設の廃業若しくは許可の取消し等により営業の実態が無くなる場合には、別紙様式2により、登録の抹消を申し出ること。

## 第11 登録の抹消

知事は、登録施設について、その第三者認証の失効、廃業又は食品衛生法に基づく営業許可の取消し等を確認したときは、職権により登録を抹消することができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該施設に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を抹消された施設は、遅滞なく、登録証及び登録マークの利用をやめ、これを廃棄するとともに、「ワクチン・検査パッケージ登録飲食店」の名称の使用及び表示を終了しなければならない。

## 第12 登録の効力の一時停止

登録施設においてクラスターが発生し、第三者認証の効力が一時停止されたとき（以下「認証効力の停止時」という。）は、知事は、当該施設における登録の効力を一時停止し、その旨を当該施設に通知するものとする。この場合においては、登録施設は、直ちに、登録証及び登録マークの利用をやめ、及びこれを廃棄するとともに、「ワクチン・検査パッケージ登録飲食店」の名称の使用及び表示を中止しなければならない。

## 第13 不遵守の場合の取消し

認証効力の停止時において、その原因が第三者認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと、事業者若しくはその従業員の故意又は過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその登録を抹消し、その旨を当該施設に通知するものとする。

## 第14 登録の効力の一時停止の解除

認証効力の停止時において、その原因が前条に掲げるものでないことが明らかとなったとき、知事は、第12による登録の効力の一時停止を解除し、登録証及び登録マークを再交付する。

- 2 前項の規定により登録証及び登録マークを再交付された登録施設は、「ワクチン・検査パッケージ登録飲食店」の名称の使用及び表示を再開することができるものとする。

## 第15 免責

県は、認証施設が登録を受けられなかったこと、登録施設が登録を抹消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は登録施設において感染症が発生したことによって、事業者又は登録施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

## 第16 その他

この要綱に定めるもののほか、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度  
ワクチン・検査パッケージ登録制度の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

（制度の終了等）

- 2 この要綱に基づく登録制度については、感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

様式第 1 号 (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度ワクチン・検査パッケージ登録申請書

静岡県知事 様

申請者住所 (自署)  
(法人にあつては所在地)  
氏名 (自署)  
(法人にあつては代表者)

申請日 年 月 日

下記の「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」又は「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」の認証に係る下記の 1 に記載の店舗について、下記の 2 を誓約事項として、ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度ワクチン・検査パッケージ登録を申請いたします。

記

1 登録申請店舗について

申請者氏名  
申請者住所  
店舗名  
店舗所在地  
認証番号

2 誓約事項

登録後において、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、緊急事態措置区域等に指定された場合に、知事の判断により営業時間の短縮等の要請がなされた場合は、要請内容を遵守します。

営業時間の短縮等の要請時に、ワクチン・検査パッケージ制度の適用(会食時の人数制限なし)を受ける場合は、利用者のワクチン接種済み又は検査結果が陰性であることの確認、及び身分証明書等による本人確認を行います。

様式第2号 (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度ワクチン・検査パッケージ登録抹消申請書

静岡県知事 様

申請者住所 (自署)  
(法人にあつては所在地)  
氏名 (自署)  
(法人にあつては代表者)

申請日 年 月 日

下記の「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」又は「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」の認証に係る下記の1に記載の店舗について、ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度ワクチン・検査パッケージ登録の抹消を申請いたします。

記

1 登録申請店舗について

申請者氏名  
申請者住所  
店舗名  
店舗所在地  
認証番号

2 抹消を希望する理由

上記1の飲食店について、下記の理由による。(該当項目の□にチェック)

- 廃業(予定を含む)
- 飲食店営業許可の取り消し等
- 「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」又は「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」の認証の返納、効力の停止等
- その他( )